

★**人権尊重 企業に促す**

経産省は企業が事業活動する際に人権を侵害していないかの点検を求める。米欧は人権侵害の対応を企業に義務化する法整備を進めており、日本は対応が遅れており対策を急ぐ。次の4つの観点から人権侵害がないか点検を求める。

①事業分野(農業、鉱業、廃棄物処理など 10 分野)

人身取引による労働(漁業), 事故発生時の安全確保(石油・ガス)

②製品(農産物、アパレル、鉱物など 5 分野)

カカオ、パーム油、布製品、金など

③地域(ユニセフが算出する児童労働リスクの指標を例示)ソマリアなどアフリカが高リスク、インドネシアなど東南アジアも

④企業固有のリスク(指針で記載する 10 の侵害リスクを一覧に)強制労働・児童労働、賃金未払いなど

企業が供給網全体で人権侵害を把握し、改善する取組を「人権デューデリジェンス」と呼ぶ。

各国・地域の人権尊重の対応	
日本	企業向け指針と手引書を策定、罰則規定なし。法整備含め検討中
EU	罰則規定のある人権デューデリを義務化する案を公表、法制化に向け議論中
ドイツ	一定規模以上の企業にデューデリを法律で義務付け
米国	人権侵害の懸念から中国の新疆ウイグル自治区で作られた製品の輸入を禁止する法律を制定

★**外国人技能実習は廃止**

1993年から創設された技能実習制度は「人財育成を通じた国際貢献」を理念としていたが、実際は失踪も増え「暴力、劣悪な生活環境、賃金差し押さえなどの人権侵害が起きている」と海外からの批判も大きい制度であることから、政府の有識者会議は技能実習生制度を廃止する試案をまとめた。

中間報告案は転職制限を緩和する方針を示したが雇用企業からの異論もあり、今秋に最終報告書をまとめる。貴重な外国人材が安心して働ける環境につなげる必要がある。

★**再雇用、月給最大35万円**

大和ハウス工業は65歳で定年退職する制度で、4月から月給を最大35万円に引き上げる。1級建築士や施工管理技士など資格を持つ技術系の人材を対象。

従来は週4日勤務で一律20万円だったが、週5日も可能となる「アクティブ・エイジング制度」を拡充。こちらは職種や現役時代の役職、評価などに応じて27.5万円～35万円とする。企業年金も合わせると現役時代より収入が高くなる嘱託社員も出てくる。人手不足で工事が遅れる事例も発生しておりシニア人材を活用する。

大和ハウスは2013年に定年を60歳から65歳に延長し、22年には60歳時点での役職定年制を廃止している。正社員が不足している建設業は65.3%。24年4月には建設業の残業上限規制が厳しくなる予定で人材不足がさらに深刻化する可能性がある。

★**最低賃金地方底上げ**

厚労省は最低賃金の引き上げの目安区分を4つから3つに減らすと決めた。賃金格差は地方の人材流出を招いている。労働者数ではAとBで全体の9割を占めるため全体の賃金水準は押し上げられる。フランスは全国一律の最低賃金となっており、日本も全国同一になると働き方の景色が変わると思います。

【今後の最低賃金ランク分け】

ランク	対象都道府県
A (6都府県)	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B (28道府県)	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C (13県)	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



つつじ